

宮城県公報

行 県
 宮城
 (総務部県政情報・文書課)
 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
 電話 022(211)2267
 (毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

ペー
ジ

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条规定に基づく職務権限の特例に関する条例 (人事課) 二
- 職員定数条例の一部を改正する条例 (人事課) 二
- 附屬機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) 二
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) 二
- 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) 二
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) 二
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (人事課等) 三
- 公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課等) 三
- 東日本大震災復興基金条例の一部を改正する条例 (行政経営推進課) 四
- 手数料条例の一部を改正する条例 (財政課) 四
- 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁教職員課) 五
- 自然の家条例の一部を改正する条例 (教育庁生涯学習課) 一〇
- 飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部生活環境課) 一
- ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例 (オリンピック・パラリンピック大会推進課) 一一

○ふぐの処理等の規制に関する条例 (食と暮らしの安全推進課) 一一

(食と暮らしの安全推進課) 一一
 (共同参画社会推進課) 一五
 (長寿社会政策課) 一五

○特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
 ○福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例
 ○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 ○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 ○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
 ○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
 ○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 ○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
 ○介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 ○障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例
 ○手話言語条例
 ○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 ○障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例
 ○地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 ○福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

(同) 一九
 (同) 二〇
 (同) 二一
 (同) 二二
 (同) 二三
 (同) 二四
 (同) 二五
 (同) 二六
 (同) 二七

(食と暮らしの安全推進課) 一一
 (共同参画社会推進課) 一五
 (長寿社会政策課) 一五

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

(既存のふぐ取扱者の免許の特例)

この条例の施行の際現にふぐの処理の業務に従事している者であつて規則で定めるものは、第五条第一項の規定により免許を受けた者とみなす。この場合において、その者については、第八条第三項の規定は、適用しない。

(受験資格の特例)

3 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を修了した者又は規則で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、第十八条の規定の適用については、学校教育法第五十七条に規定する者とみなす。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

官城県ふぐ処理者試験委員	出席一回につき 一一・六〇〇円	五 級
仙台市		

(事務処理の特例に関する条例の一部改正)

5 事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表四十五の項を次のように改める。

四十五　ふぐの処理等の規制に関する条例（令和三年宮城県条例第十
七号）第二十五条第一項の規定による報告の徵収及び臨検検査

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をこゝに公布する。
令和三年三月二十六日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第十九号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成十年宮城県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。
第二十六条第一項中「第五十二条第四項〔〕」を「第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を）」に改める。

附 則

この条例は、令和三年六月九日から施行する。

福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例をこゝに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第二十号

福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例

福祉有償運送運営協議会条例（平成十八年宮城県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十九条第一項第三号」を「第四十九条第二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をこゝに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県条例第二十一号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十四号）

の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行ふとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第四条に次の二項を加える。

3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十二条の次に次の二条を加える。

(虐待の防止)